医政第15号

令和７年４月７日

県内各医療機関・薬局管理者　殿

茨城県保健医療部医療局医療政策課長

多言語遠隔医療通訳サービスの提供について（通知）

　日頃より、本県の医療政策の推進につきましては、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

　県では、昨年度に引き続き、県内の医療機関・薬局が無料（通話料・通信料を除く）で御利用いただける多言語遠隔医療通訳サービスを提供しております。

未登録の医療機関等で当該サービスの利用を希望される場合は、利用規程を御確認の上、下記により御登録くださいますようお願いいたします。

なお、既に利用登録を行っている医療機関等におかれましては、改めて御登録いただく必要はございません。継続して当該サービスを御利用いただけますので、日本語が少しでも不慣れな外国人患者等が来院された際には、診療等で積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

　県といたしましては、当該サービスを通じて、外国人患者と医療機関等が相互に安心して受診・診療できる体制を整えてまいりたいと考えております。積極的な登録及び御利用をお願いいたします。

記

１．多言語遠隔医療通訳サービスの概要

　　・対　　象：県内の医療機関及び薬局

・利用方法：電話回線及び専用アプリによる電話通訳、専用アプリによるビデオ通話

　　　　　　専用アプリによる機械翻訳

※専用アプリを使用する際に必要なタブレット端末等は各機関で御準備ください。

・対応言語：32言語　※言語によっては、すぐに対応できない場合があります。

　　　　　　　　英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、

シンハラ語、韓国語、ウルドゥー語、ネパール語、スペイン語、ロシア語、

フランス語、モンゴル語、ヒンディー語、ペルシャ語、広東語、ミャンマー語、

ベンガル語、ラオス語、アラビア語、ダリ―語、イタリア語、クメール語、ドイツ語、

トルコ語、台湾語、パシュトー語、ウクライナ語、タミル語、マレー語

　　・利用時間：24時間365日　※ビデオ通訳のみ時間帯の制限あり（平日８時30分～18時）

・費　　用：無料（通話料・通信料除く）

２．多言語遠隔医療通訳サービスの登録方法

（以下のいずれかの方法で登録してください。登録済みの場合、再登録は不要です。）

　　　（１）別添「茨城県外国人患者受入環境整備推進事業　多言語遠隔医療通訳サービスのご案内」に記載の利用登録フォームへ入力

　　　（２）「茨城県多言語遠隔医療通訳サービス　利用登録書」（県ホームページ：https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/iryo/gaikokuzinn.htmlに掲載）に

必要事項を記入の上、下記事務局アドレスあてメールにて送付

　　　　　※医療機関名や住所等は、県のホームページ等で公表し、外国人等に広く周知を図ります。

【問合せ先】

（本通知に関すること）　　　　　　　　　　　（通訳サービスに関すること）

茨城県保健医療部医療局医療政策課　田仲　　　茨城県外国人患者受入環境整備推進事業事務局

電話：029-301-3186　　　　　　　　　　　　（委託事業者：メディフォン株式会社）

メール：[iryo1@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:iryo1@pref.ibaraki.lg.jp) 　　　電話：050-3172-8522

メール：ibaraki@mediphone.jp